

れい わ ねん ど だい かい お う め し し ょ う が い し ゃ ち い き じ り つ し え ん き ょ う ぎ かい し だ い
令和 2 年 度 第 2 回 青 梅 市 障 害 者 地 域 自 立 支 援 協 議 会 次 第

れい わ ねん が つ に ち か
令和 2 年 9 月 2 9 日 (火)
ご ご じ ふ ん ご ご じ ふ ん
午 後 2 時 00 分 ~ 午 後 4 時 00 分
し や く し ょ かい かい ぎ し つ
市 役 所 2 階 204. 205 会 議 室

1 かい かい
開 会

2 あ い さ つ
あい さ つ

3 き ょ う ぎ じ こ う
協 議 事 項

(1) だい き し ょ う が い ふ く し け い か く だい き し ょ う が い じ ふ く し け い か く
第 6 期 障 害 福 祉 計 画 ・ 第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画 に つ い て

ア じ ぎ ょ う し ょ け っ か し り ょ う
事 業 所 アン ケ ー ト の 結 果 に つ い て (資 料 1)

イ く に 国 の 基 本 指 針 し し ん の 見 直 し ポ イ ン ト に つ い て (資 料 2)

ウ だい き し ょ う が い ふ く し け い か く だい き し ょ う が い じ ふ く し け い か く
第 6 期 障 害 福 祉 計 画 ・ 第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画 の 構 成 案 に つ い て
(資 料 3)

(2) お う め し し ょ う が い し ゃ さ べ つ かい し ょ う じ ょ う れ い し り ょ う
青 梅 市 障 害 者 差 別 解 消 条 例 に つ い て (資 料 4)

(3) ヘル プ カ ー ド の こう し ん
更 新 に つ い て

(4) そ の 他 た

4 ほう こ く じ こ う
報 告 事 項

(1) し な い ぎ や く た い つ う ほう な ど じ ょ う き ょ う し り ょ う
市 内 に お け る 虐 待 通 報 等 の 状 況 お よ び 対 応 に つ い て (資 料 5)

(2) その他

- ・令和2年度青梅市介護・障害福祉サービス事業所等新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金について

- ・令和2年度青梅市新型コロナウイルス感染症対策買物代行サービス事業について

(3) 専門部会からの報告

- ・日中活動・就労支援部会
- ・相談支援部会
- ・差別解消・権利擁護部会

7 その他

(1) その他

(2) 次回委員会の開催について

第3回青梅市障害者地域自立支援協議会

令和2年12月3日(木) 午後2時～午後4時

青梅市役所2階 204・205会議室

以上

第 6 期青梅市障害福祉計画・第 2 期青梅市障害児福祉計画のためのアンケート

I 障害福祉サービス事業所アンケート調査概要

1 調査目的

青梅市では、第 6 期青梅市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画策資料とするとともに、今後の障害福祉施策の推進に役立てるため、障害福祉サービス事業所に、事業状況や今後の事業展開、福祉に対する御意見や御要望をお伺いするためのアンケート調査を実施した。

2 調査方法

- ・調査対象 青梅市内の障害福祉サービス事業所 67 事業所
- ・調査方法 メール送付、メール、FAX 回収
- ・調査期間 令和 2 年 9 月 9 日～9 月 25 日

3 調査内容

- | | |
|---------------|-----|
| ①事業所の概要 | 2 問 |
| ②事業運営の概要 | 4 問 |
| ③サービスの提供 | 4 問 |
| ④利用者本位のしくみづくり | 5 問 |
| ⑤自由意見 | 1 問 |

4 回収結果

区分	配布数	回収数	回収率
障害福祉サービス事業所	67	48	71.6%

5 集計値や図表の表記について

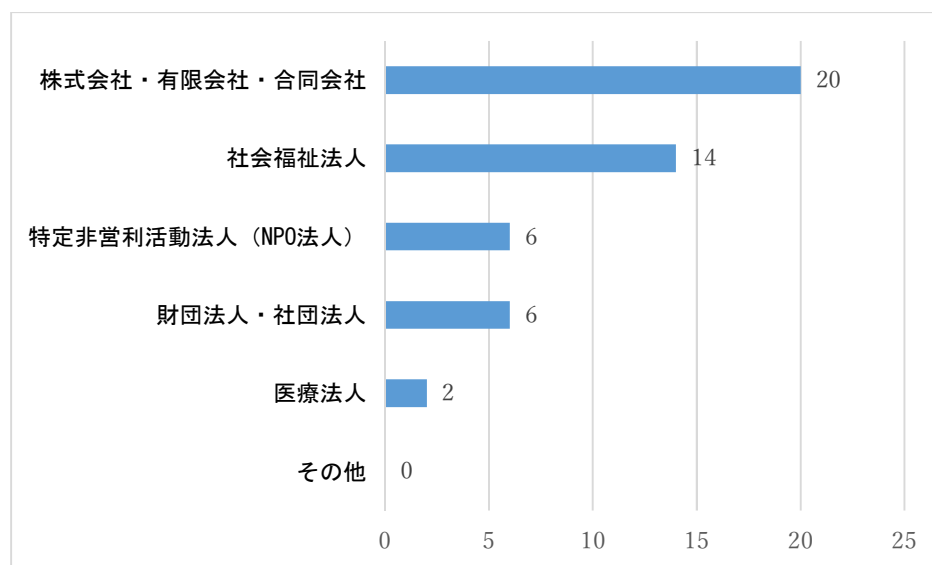
- ・集計した数値(%)は、小数第 1 位まで表示しています。そのため、数値(%)の合計が 100.0%にならないことがあります。
- ・回答者数を分母として計算しているため、複数回答の場合には数値(%)の合計が 100.0%を超えます。

Ⅱ 障害福祉サービス事業所調査結果

1 事業所の概要について

問 1 貴事業所の概要について、差し支えない範囲で御記入ください。

項目	件	%
社会福祉法人	14	29.2
医療法人	2	4.2
財団法人・社団法人	6	12.5
特定非営利活動法人（NPO法人）	6	12.5
株式会社・有限会社・合同会社	20	41.7
その他	0	0.0
回答数	48	100.0



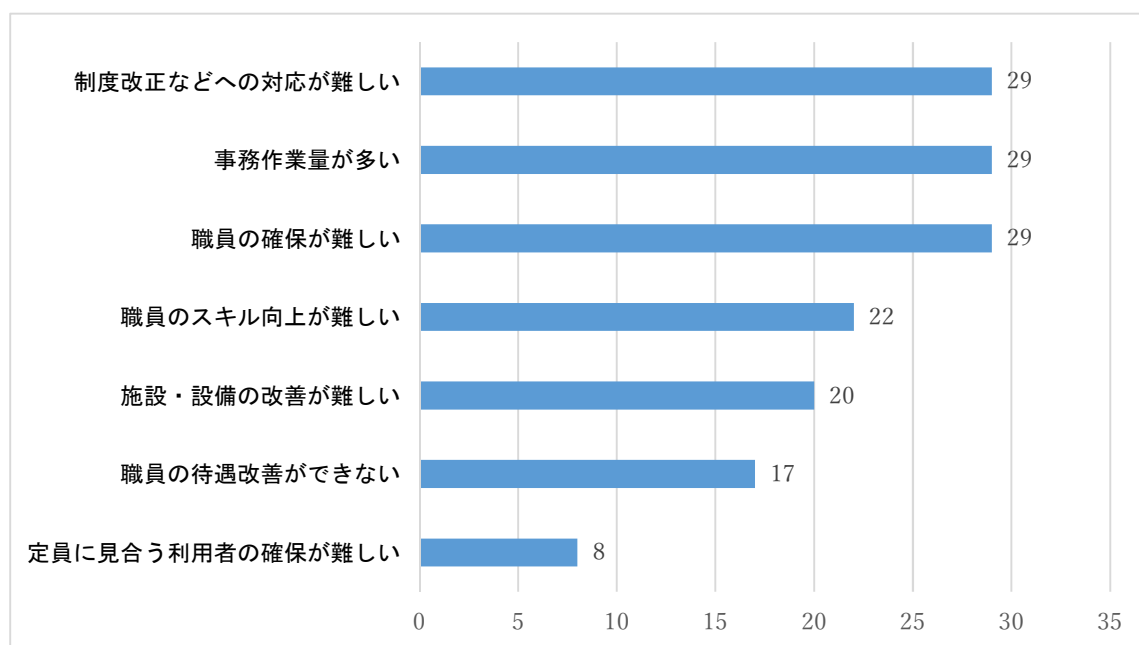
問2 令和2年9月1日時点において、貴事業所が提供している障害のある人に対するサービスの種類、サービスの種類ごとの利用者（うち青梅市民人数）を御記入ください。なお、重複障害は主たる障害で計上してください。

（ ）は、うち、青梅市民の数

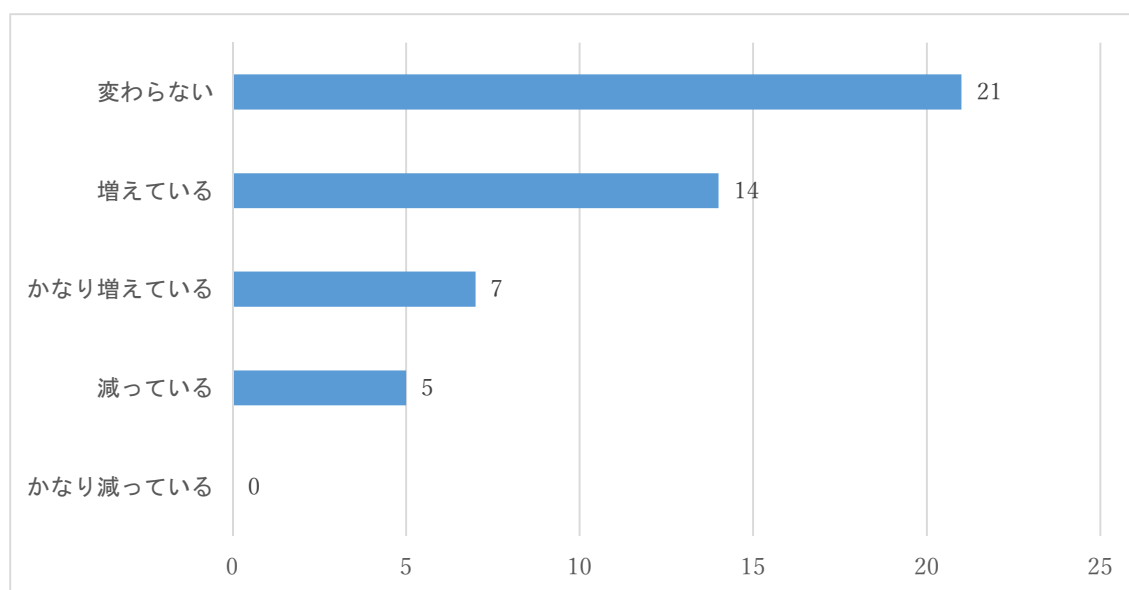
サービスの種類	事業所数	身体障害		知的障害		精神障害		その他（難病等）	
		成人	児童	成人	児童	成人	児童	成人	児童
施設入所支援	2			90(20)					
障害児入所支援	1				31(2)				
短期入所	6			71(14)	21(11)	9(6)			
共同生活援助	9	9(9)		93(41)		21(0)			
自立訓練	2					34(8)			
就労移行支援	2			6(5)		4(3)			
就労継続支援A型	2	12(11)		94(93)		60(54)			
就労継続支援B型	7	18(18)		135(101)		30(21)			
就労定着支援	1					7(7)			
生活介護	6	20(19)		167(70)				2(1)	
児童発達支援	1		5(1)						
放課後等デイサービス	13		45(31)		165(119)		129(101)		
居宅介護	5	45(31)	3(0)	12(5)		4(2)		8(7)	3(0)
重度訪問介護	2	3(2)							
同行援護	2	12(11)							
行動援護	2			21(13)	6(6)				
計画相談支援	10	67(58)		443(273)		206(133)		3(3)	
障害児相談支援	1		20(14)		157(124)		91(65)		1(0)
地域移行支援	0								
地域定着支援	0					7(7)			
相談支援	1	42(42)	2(2)	90(90)	7(7)	249(249)	3(3)	123(123)	31(31)
地域活動支援センター	1	41(41)		68(68)	25(25)	205(205)		39(39)	
移動支援	2			38(18)	8(8)				

2 事業運営の概要について

問3 貴事業所を運営していくうえで問題となっていることは何ですか。



問4 令和元年度に比べて、貴事業所における新規のサービス提供依頼者数の動向をお伺いします。(○は1つ)



問5 問4で、「4 減っている」「5 かなり減っている」と回答した事業所にお伺いします。その理由と、講じている対策があれば御記入ください。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、求人が減っていること。
- ・前年度に増加数が伸びたのに職員数が補填できなかったため。
- ・新型コロナウイルス対策により利用者受入れを止めている 等

問6 問5で、「1 かなり増えている」「2 増えている」と回答した事業所にお伺いします。サービス提供依頼数には対応できていますか。

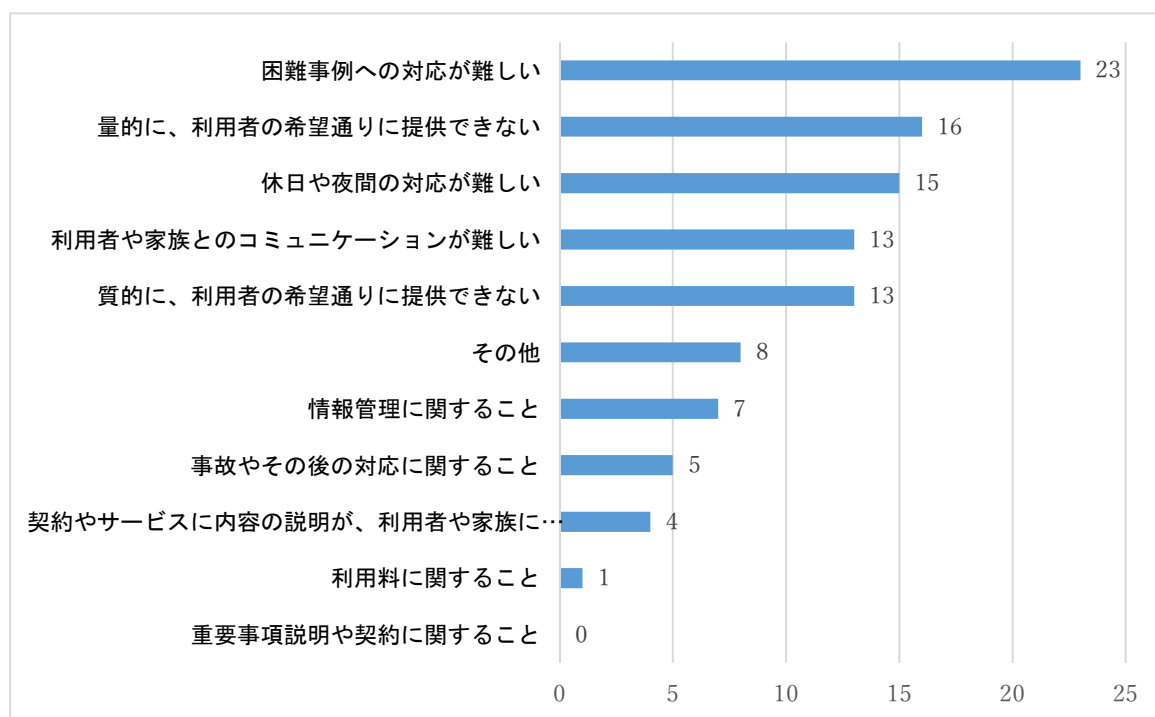
項目	件	%
対応できている	14	66.7
対応できていない	7	33.3

【対応できていない理由】

- ・相談支援にて利用希望者は多く、見学等の問い合わせはあるが、新型コロナウイルス感染症予防の観点で、広く希望に添えないことや、使用者の受け入れ枠が現時点で4名しかなく、新規依頼者の人数に見合った事業所の規模拡大が急務となっている。
- ・利用者さんの対応が、現状よりもサービスの提供の質を維持することが難しいため。
- ・増えた利用者を含めて、契約している利用者全てにサービス提供はできない。そのために、事情を優先したサービス提供をしている。(親が医師や福祉など仕事をしていて対応できない。冠婚葬祭。通院。リフォーム。虐待事案で契約継続不可となり毎日自宅で親が困った。などなど。
- ・対応している利用者数が物理的に多い。他事業所で対応が困難な際に連絡を受けることが多く、計画作成依頼が続いた。最終的に抱えきれなくなっている。 等

3 サービスの提供について

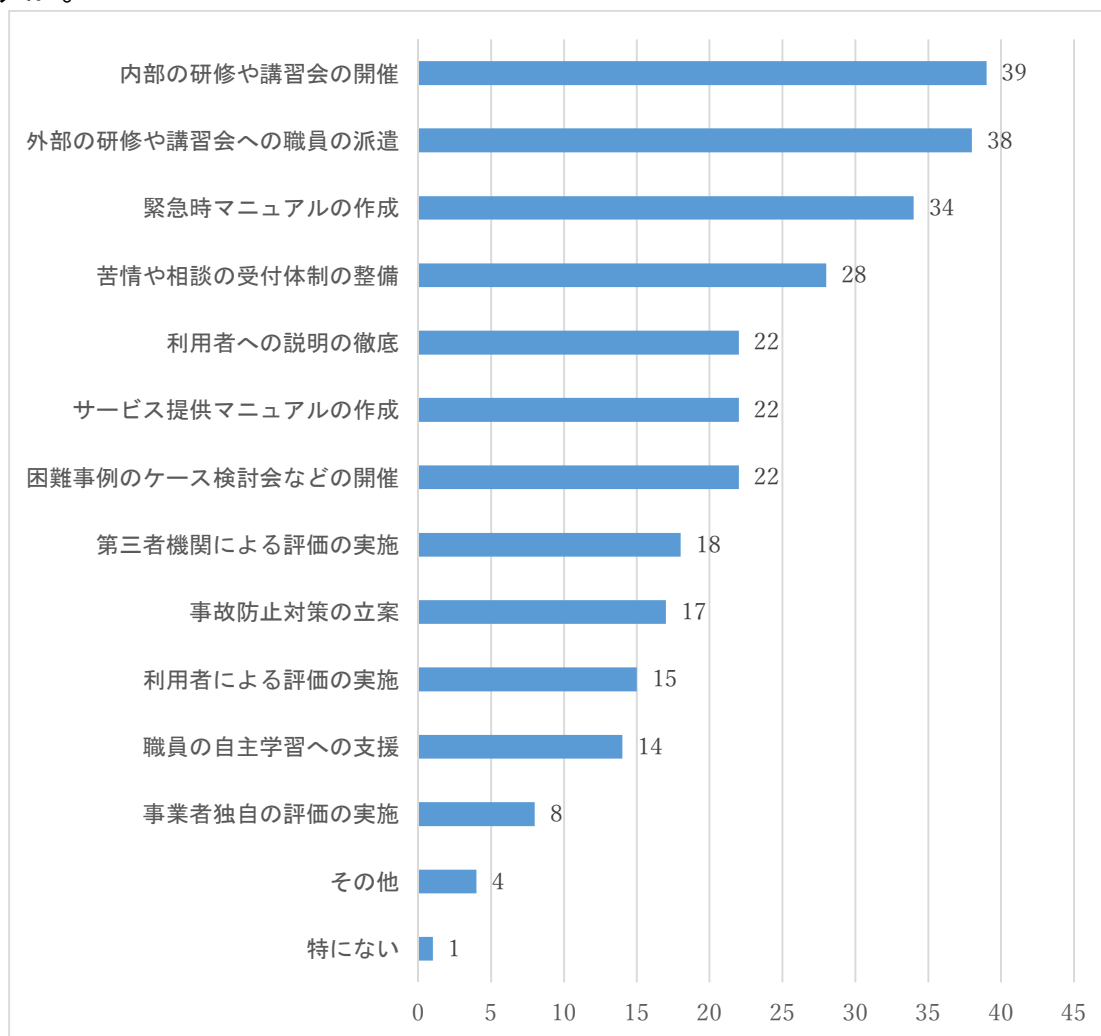
問7 貴事業所では、サービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか



【その他】

- ・利用者に対して個別対応ができる社会資源が圧倒的に少ない。
- ・職員及び入居者の高齢化、精神の場合介護度が低く、入居者が高齢になって介護が必要になってもグループホームでお世話をしなければならない。
- ・コロナの影響もあり、利用を控える方が例年より多い。代替えサービスについての自己負担補助の話をしていても不要と言われるケースも少なくない。そのため、例年より給付費収入が少なく、対応に苦慮している。
- ・利用者の重度高齢化が顕著であり、夜間の救急対応、看取り支援の課題などがある。それに伴い、地域の対応が比較的困難な利用者の生活介護事業での受け入れが難しい状況もある。入所利用者の支援で手一杯な状況がある。
- ・保護者の希望と本人の想いとの相違がある場合がある。
- ・1について、日によって利用定員数をオーバーする利用希望があり、利用者の希望通りに提供できないことがある。

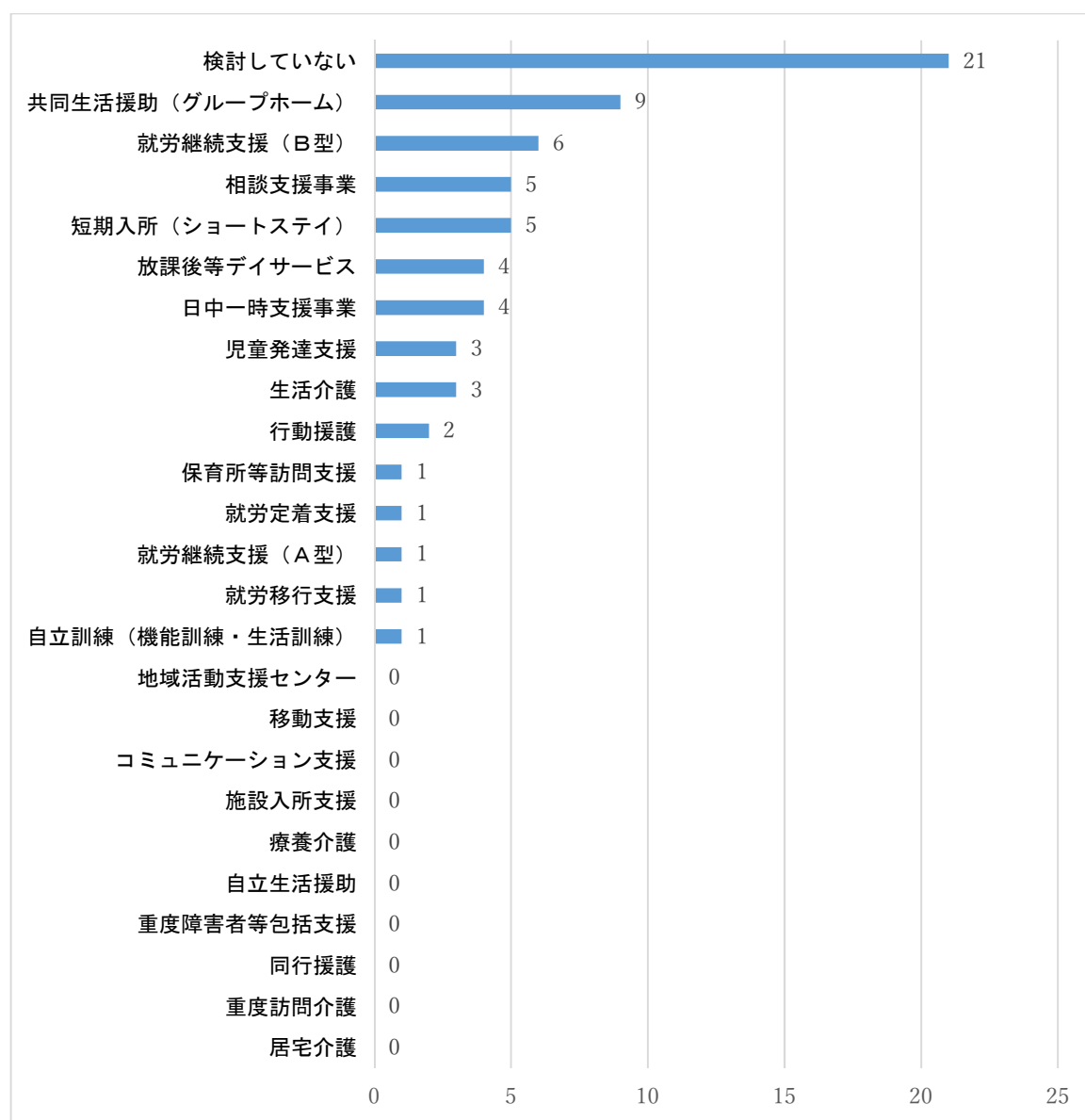
問 8 貴事業所では、サービス向上のためにどのようなことに取り組んでいますか。



【その他】

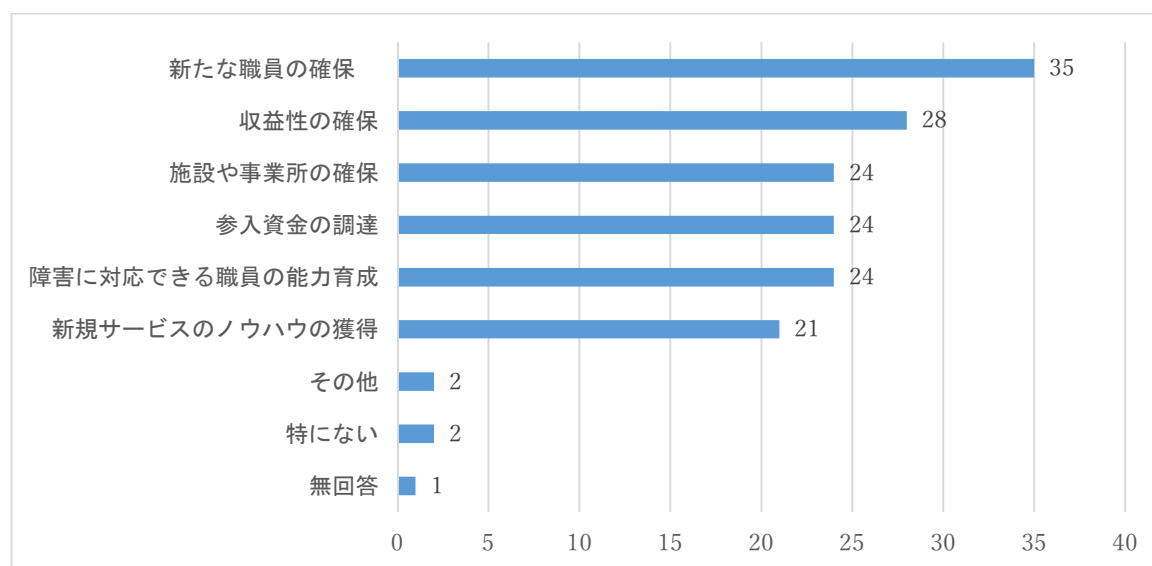
- ・利用者からの要望に対してスピード感をもって対応する。
- ・施設長が中長期計画、単年度課題改善計画を作成し、毎月の進捗状況を職員と確認している。
- ・支援の際に、ご家族とお会いするサービスが殆どのため、ご家族との会話を大事にしている。（悩みを抱えるご家庭には長い時間傾聴もして向き合う）
- ・本人やご家族の事情、環境は変化します。ご家庭での事情を優先したスケジューリングを行っている。

問9 貴事業所では、今後、新規にどのような障害福祉サービス等への参入を検討していますか。



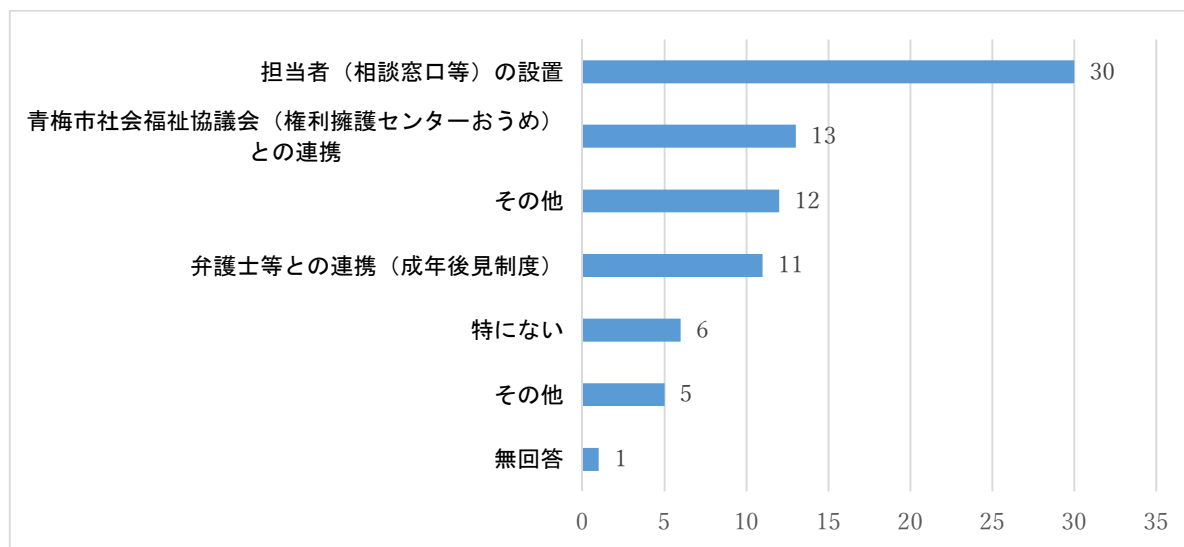
問 10 貴事業所では、新規サービスに参入する上で、課題となることは何ですか。参入の予定がない事業所の方も、参入を想定した場合の課題をお答えください。

項目	件	%
新たな職員の確保	35	21.7
障害に対応できる職員の能力育成	24	14.9
新規サービスのノウハウの獲得	21	13.0
参入資金の調達	24	14.9
施設や事業所の確保	24	14.9
収益性の確保	28	17.4
特にない	2	1.2
その他	2	1.2
無回答	1	0.6
合計	161	100.0

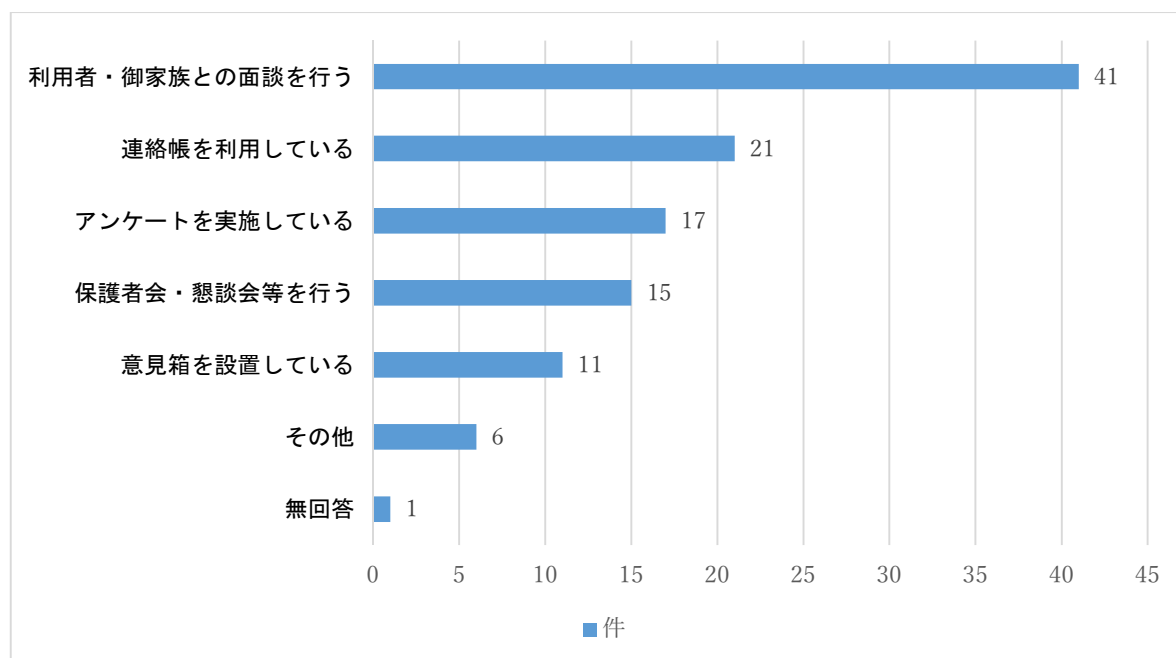


4 利用者本位のしくみづくりについて

問 1 1 利用者の権利擁護について実施していることはありますか。

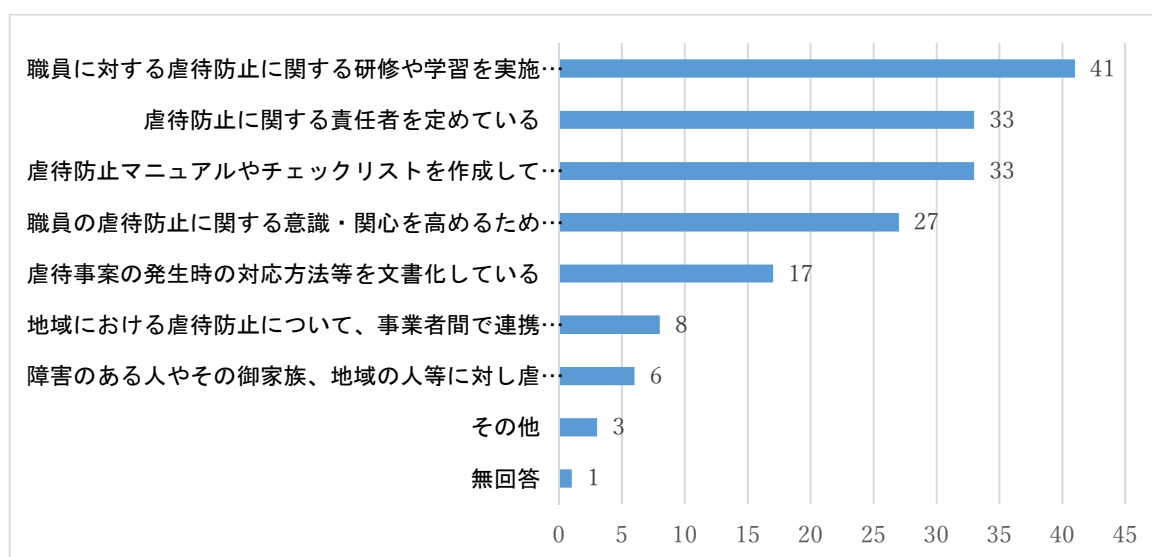


問 1 2 貴事業所では、利用者や御家族からの意見や苦情等を取り入れるために、どのような工夫をしていますか。



問 1 3 貴事業所では、平成 2 4 年度 1 0 月から施行された障害者虐待防止法などに伴い、障害のある人の虐待防止に向けて取り組んでいることはありますか。

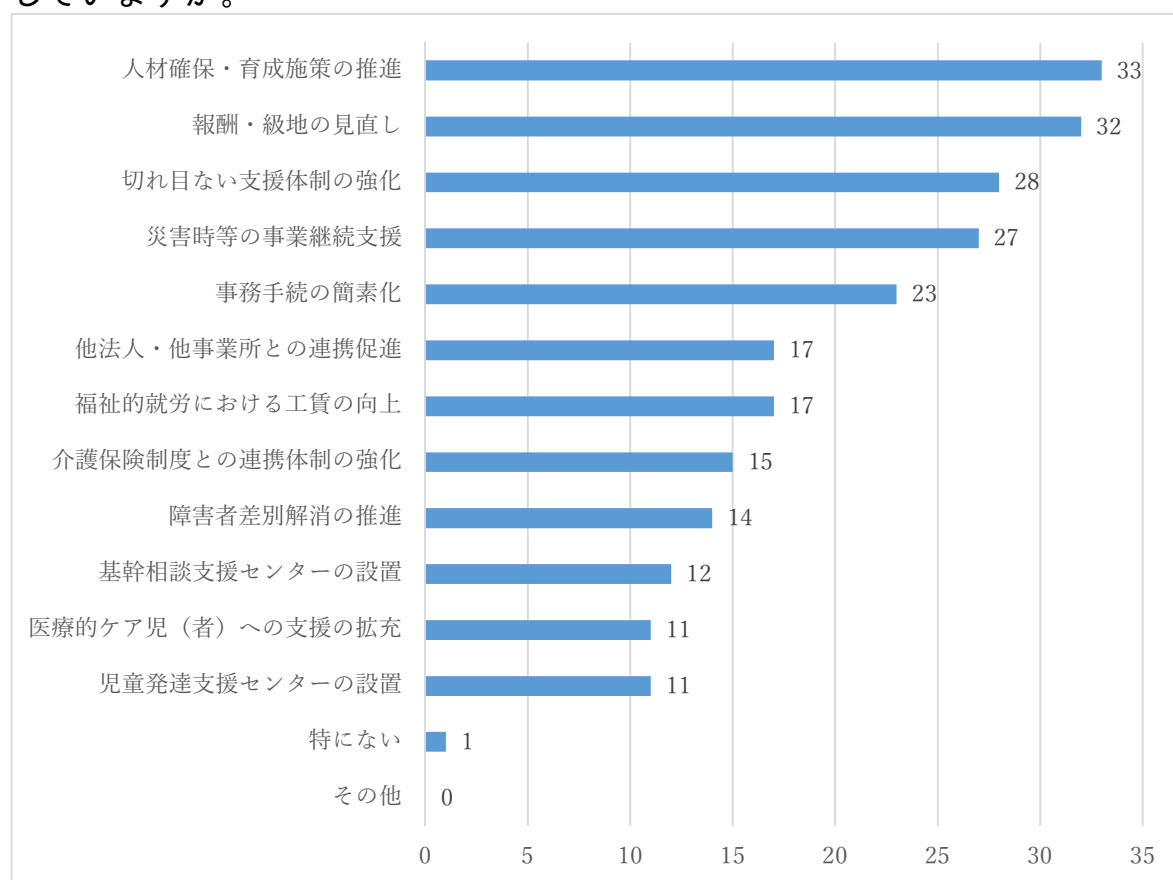
項目	件	%
虐待防止マニュアルやチェックリストを作成している	33	19.5
職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している	41	24.3
職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している	27	16.0
虐待防止に関する責任者を定めている	33	19.5
虐待事案の発生時の対応方法等を文書化している	17	10.1
障害のある人やその御家族、地域の人等に対し虐待の防止に関する普及・啓発を実施している	6	3.6
地域における虐待防止について、事業者間で連携を図っている	8	4.7
その他	3	1.8
無回答	1	0.6
合計	169	100.0



問 1 4 貴事業所では、平成 2 8 年 4 月から施行された障害者差別解消法や、平成 3 0 年 1 0 月から施行された東京都差別解消条例に伴い、提供した合理的配慮がありましたらご記入ください。

- ・活動の選択などに意思決定支援を行い、利用者の思いを活動に生かしている。
- ・視覚優位の知的障害者に対して、絵カードや写真の提示にて、理解が深まるような支援を実施している。下肢の力が弱い方には手すりを、弱視の方が段差で転ばないように、色を付けるなどの対応をしている。
- ・施設開放時に施設内外の段差の解消（スロープの設置）やトイレや玄関等に手すりを設置し、様々な利用者が利用しやすいように配慮を行った。
- ・車椅子専用の送迎車両の増車。職員への意識啓もうのための明文化（心得）。
- ・障害特性に応じた環境整備やコミュニケーション、掲示物などの工夫は従前からサービスの一環として行っており条例施行に伴う実施項目は特にない。
- ・身体障害のある方への筆談ボードの提供や対応、受け持ち作業が難しい場合に他作業への変更、業務時間外での面談の実施、体調を配慮し雇用契約がある中でも長期休暇などの許可など。

問 1 5 貴事業所では、今後の障害福祉施策について、どのようなことを期待していますか。



問 16 青梅市の障害福祉施策に関して、御意見・御要望がありましたら、御自由にお書きください。

【級地見直し、報酬改定に関すること】 6 件

- ・地域区分の見直しを行って頂きたい。高齢者福祉サービスと同じ地域区分（3 級地）としていただきたい。

【基幹相談支援センター・児童発達支援センターの設置】 6 件

- ・基幹相談支援センターを設置し、困難事例の解決を図れるようにしてほしい。児童発達支援センターを設け、保育所訪問や家族への支援をしてほしい。

【虐待対応】 2 件

- ・虐待や権利侵害の通報があったときは、当事者ご本人の立場に立って、速やかに対応してほしい。

【災害・切れ目ない支援】 2 件

- ・児童～高齢者・障がいの有無に関わらず安心して利用できる場所、保育や福祉を包括する施設の設営、且つ災害時も利用できる場所を設立し、更なる教育・福祉の充実を図ることを希望する。
- ・災害時に、障害を持たれている方に特化した避難場所などの資源を各事業所がどの程度提供できるのか、事前にまとめ一覧表にして公表してほしい。

【人材確保】 3 件

- ・放課後等デイサービスを実施し、利用者主体の日々質の高く、きめ細やかなサービスを安定的に提供することには、やはり人材の確保、及び育成が急務と感じております。是非、良い施策を行うのに有能な人材が青梅に来るように、または青梅から離れていかないような人材確保となる施策や金銭面のサポートを市で行っていただけることを望みます。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 相談支援体制の充実・強化等
- ・ 障害福祉人材の確保
- ・ 福祉施設から一般就労への移行等
- ・ 発達障害者等支援の一層の充実
- ・ 障害者の社会参加を支える取組
- ・ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・ 障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上
- ・ 施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に
(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)
- ・ 退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上
(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)
- ・ 就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

- ・ 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】

- ・ 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第6期障害者福祉計画・第2期障害児計画策定構成(案)

第5期青梅市障害福祉計画・第1期障害福祉計画
(平成30年度～令和2年度)

第1部 計画策定にあたって

第2部 障害福祉計画

1 成果目標の設定

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備
- (4)福祉施設から一般就労への移行等

2 サービス等の見込み量及びその確保策

- (1)訪問系サービス
- (2)日中活動系サービス
- (3)居住系サービス
- (4)相談支援

3 地域生活支援事業

第3部 障害児計画

1 成果目標の設定

障害児支援の提供体制の整備等

- (1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築
- (2)医療的ニーズへの対応
- (3)放課後デイサービスの質の向上

2 サービス等の見込み量及びその確保策

- (1)相談支援
- (2)障害児サービス

第4部 計画推進に向けて

- 1 推進体制の充実
- 2 計画実施状況の点検・評価
- 3 サービス提供事業者の確保
- 4 サービス提供内容の質の向上

第6期青梅市障害福祉計画・第2期障害福祉計画
(令和3年度～令和5年度)

第1部 計画策定にあたって

第2部 障害福祉計画

1 成果目標の設定

- (1)施設入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3)障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の機能の**充実**
- (4)福祉施設から一般就労への移行等
- (5)相談支援体制の充実・強化等**
- (6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組にかかる体制の強化**

2 サービス等の見込み量及びその確保策

- (1)訪問系サービス
- (2)日中活動系サービス
- (3)居住系サービス
- (4)相談支援

3 地域生活支援事業

第3部 障害児計画

1 成果目標の設定

障害児支援の提供体制の整備等

- (1)障害児に対する重層的な地域支援体制の構築
- (2)医療的ニーズへの対応
- (3)放課後デイサービスの質の向上

2 サービス等の見込み量及びその確保策

- (1)相談支援
- (2)障害児サービス

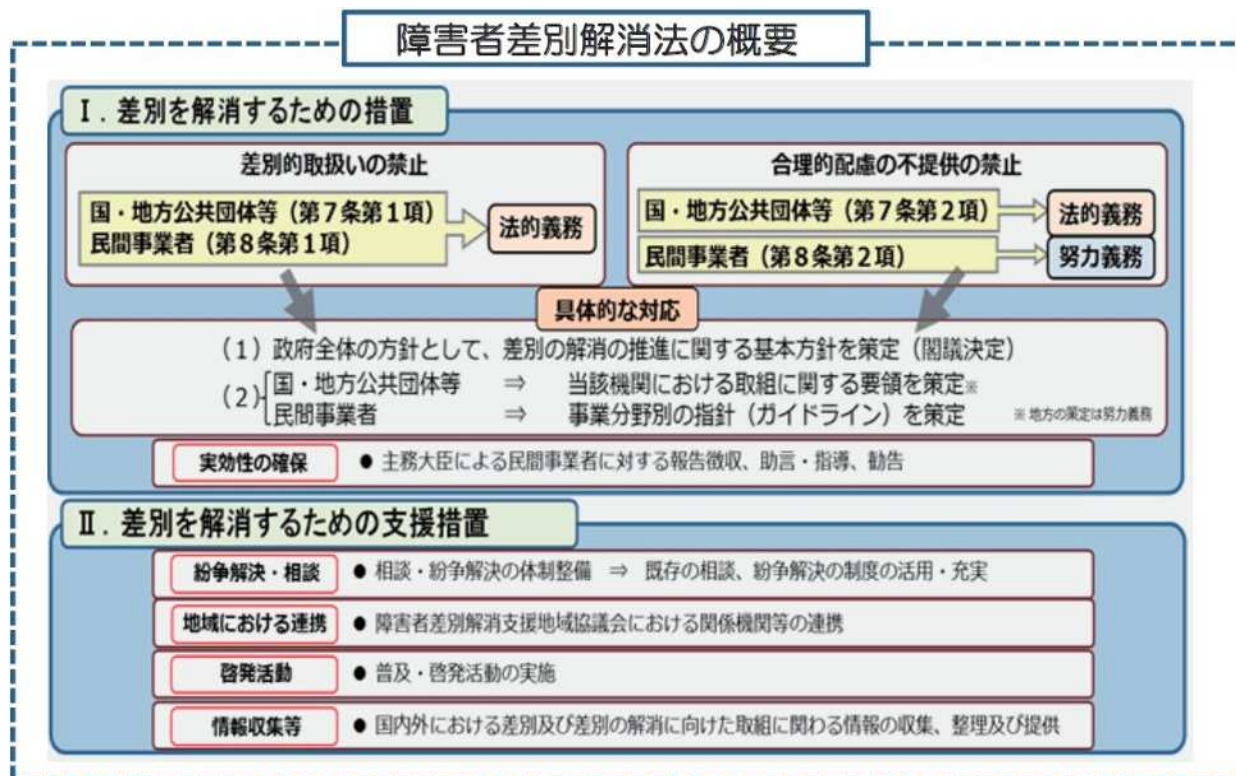
第4部 計画推進に向けて

- 1 推進体制の充実
- 2 計画実施状況の点検・評価
- 3 サービス提供事業者の確保
- 4 サービス提供内容の質の向上

青梅市障害者差別解消条例の策定について

1 国・都の動向

『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』



『東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例』

	障害者差別解消法		東京都の条例
	行政機関	民間事業者	行政機関・民間事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務	義務

2 現在までの市の対応

『青梅市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』

3 アンケートの実施

障害サービス（共生型）と差別解消の推進に向けてのアンケート
 障害者計画策定のための基礎調査の実施

4 青梅市障害者地域自立支援協議会での協議、意見

- ・ 条例の必要性
- ・ 条例制定後の啓発活動

今後の予定

8 月	条例の素案作成
9 月	自立支援協議会から意見聴取
10 月	素案策定
11 月	パブリックコメント実施
12 月	自立支援協議会から意見聴取
1 月	条例制定 議会 議案作成
3 月	3 月議会

今後の差別解消・権利擁護部会の開催予定

10 月 6 日（火） 15 時から

10 月 12 日（月） 15 時から

令和 2年度 市内における虐待通報等の状況

資料 5

[illegible]